事 務 連 絡 令和6年1月16日

こどもの居場所づくり 各都道府県 防災(避難所・福祉避難所) 所管部局 御中 災害救助

> こども家庭庁成育局成育環境課 内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(避難生活担当)

被災したこどもの居場所づくりへの対応について(周知)

標記について、貴管内の市町村において、令和6年能登半島地震により被災したこどもの居場所づくりへの対応について、下記のとおり周知しますので、特別の御配慮を賜りますようお願いします。

各都道府県におかれては、内容について十分に御了知のうえ、管内市町村への周知・助言等をお願いします。

また、今般の災害に関し、今後、必要が生じた場合には、別途通知することがあり得ますので、あらかじめ御承知おきください。

記

被災された方々の避難生活が今後も継続することで、こどもや子育て世帯の不安や孤独・孤立が増していくことが予想される中、こどもが安全・安心に遊んだり学んだりすることができる居場所を確保することは非常に重要であり、避難所等において、被災したこどもの居場所の確保について特段のご配慮をお願いします。

先月、閣議決定されました「こどもの居場所づくりに関する指針」(令和5年12月22日閣議決定)においても、「災害時においてこどもが居場所を持ち、遊びの機会等が確保されるよう配慮することは、こどもの心の回復の観点からも重要である。」とされております。

また、「避難所運営ガイドライン」(平成28年4月(令和4年4月改定))においては、 キッズスペース(こどもの遊び場)の設置など、避難所レイアウトの配慮も求められる、 とされております。 すでに、現地でNPO法人等が被災したこどもの居場所づくりの取組を進めているところですが、こども家庭庁において、別紙のとおり、令和5年補正予算に計上している「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」等を活用して、被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体の取組やこうした民間団体の取組をコーディネートする中間支援団体の活動を支援することとしたため、内容についてご認識いただくとともに、活用を促してください。

その際、災害対応中の市町村の事務負担軽減の観点から、自治体と連携して被災した こどもの居場所づくりを行う民間団体が、直接国に補助申請できるようにしています。 詳細については、別途お送りしている実施要綱等を確認ください。

また、被災地に限らず、被災したこどもを受け入れている地域での居場所づくりも支援するものです。

なお、民間団体が、被災したこどもの居場所づくりの取組を進めるに当たっては、都 道府県及び市町村と連携・協働して取組を行うことが、こどもの安全・安心の観点から も非常に重要であることから、民間団体と積極的に連携いただくようお願いします。

以上

【連絡先】

こども家庭庁成育局成育環境課

担当:加賀、野﨑、関口 電話:03-6861-0229

Email: seiikukankyou.ibasho@cfa.go.jp